

医療

後期高齢者医療制度
平成26年度から保険料率が改定されます

問 町民税務課 国保年金係 ☎77-3912
千葉県後期高齢者医療広域連合 総務課
☎043-516-5011

後期高齢者医療制度の保険料は、高齢者の医療の確保に関する法律により、2年に1度、見直すこととされています。平成26・27年度の保険料率についてお知らせします。

4月からの消費税率引き上げなど厳しい経済情勢のなか、保険料が増加する方にはご負担をお掛けします。千葉県後期高齢者医療広域連合では、引き続き被保険者の皆さんが、安心して医療やサービスを受けることができるように制度の安定的運営に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

保険料の増加要因

- 被保険者数の増加や若年者層が減少したことにより、後期高齢者負担率（医療給付費のうち、皆さまの保険料で賄う分）が増加したため。
- 1人当たりの医療給付費の増加が見込まれるため。
- 芝山町は昨年度まで、過去の医療費の状況を踏まえ、「不均一保険料率」であったが、本年度以降は千葉県内全ての市町村で均一の保険料率となるため。

改正前

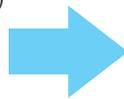
(平成24・25年度の保険料率)

所得割率 7.02%
均等割額 36,100円
賦課限度額 55万円

改正後

(平成26・27年度の保険料率)

所得割率 7.43%
均等割額 38,700円
賦課限度額 57万円



共済

交通災害共済
助け合いの安心制度

問 まちづくり課 都市環境係 ☎77-3908

交通災害共済は、利益を目的としない住民相互の共済制度で、公共団体が運営している安心な制度です。8月は、一斉加入推進月間となっています。

自動車やオートバイ、自転車などの交通事故による事故で、自動車安全運転センターから交通事故証明書が発行された事故が、見舞金の対象となります。

① 一般受付

- 申込期限 8月31日(日)まで
- 共済期間 9月1日から平成27年8月31日までの1年間
- 会費 年会費 1人700円
- 申込み 広報7月号と併せて配布した申込書に会費を添えて、まちづくり課都市環境係までお申し込みください。申込書は都

市環境係窓口にも備え付けてあります。

② 随時受付

- 申込期間 9月1日以降で随時受付
- 共済期間 加入した日の翌日から平成27年8月31日まで
- 会費 加入時期によって変わります。
- 申込み 随時受付専用の申込書がまちづくり課都市環境係窓口にてご記入の上、お申し込みください。

おいしい！お手軽！
ミルククッキング講習会

問 保健センター ☎77-1891

乳製品を使って、簡単&おいしいお料理を作りませんか。忙しいママでも手軽にできて、ご主人やお子さまが喜ぶメニューをご紹介します。

- 日時 8月29日(金)午前10時～午後1時30分
- 場所 福祉センター「やすらぎの里」
- 内容 乳製品を使ったママ向けクッキング
・ミルク坦々つけ麺
・カレークリーム焼き春巻きほか
- 定員 16人
- 締切り 8月22日(金)
- 参加費 無料
- 申込み 保健センターまでご連絡ください。
- その他 託児はありません。
- 主催 町保健推進員協議会



児童扶養手当・特別児童扶養手当 現況届を忘れずに

福祉保健課 福祉係・子育て支援係 ☎77-3914

現在児童扶養手当を受給されている方は、8月1日から8月31日までに現況届を提出してください。特別児童扶養手当を受給されている方も、8月11日から9月10日までに現況届を提出してください。

児童扶養手当

父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない18歳までの児童（障がいのある児童は20歳未満）の、父または母や父母に代わってその児童を養育している方（養育者）に支給する手当です（※ただし、所得制限があります）。

■手当を受けられる場合

1. 父母が離婚した後、父または母と一緒に生活をしていない児童

■支給額

(月額)

全部支給	41,430円	
一部支給	41,420円～9,780円 (前年所得に応じ10円刻みで変動)	
加算	第2子	5,000円
	第3子以降	1人につき3,000円

*平成26年4月分より額が改定されました。

■受給資格がなくなる場合

1. 手当を受けている父または母が婚姻したとき（内縁関係、同居も同じ）
2. 対象の児童を養育しなくなったとき（父または母、養育者、児童の死亡・行方不明、児童の施設入所など）
3. 国民年金（老齢福祉年金を除く）、厚生年金などの公的年金を受けることができるようになったとき
4. その他受給要件に当てはまらなくなったとき

特別児童扶養手当

20歳未満で心身に障がいのある児童扶養のため、その父母または養育者に対して支給する手当です。

※所得制限額、その他制度に関することは、福祉保健課子育て支援係へお問い合わせください。

【注意】
受付期間内に現況届の提出がない場合、8月分以降の手当を受けることができなくなる場合があります。また、2年以上現況届の提出がないと、時効により支払いを受ける権利がなくなりますのでご注意ください。

■手当を受けられる場合

精神または身体に「障がい等級表」に該当する程度の障がいのある児童の父母、または養育者

■受給資格がなくなる場合

1. 手当を受けている父母、または養育者が対象児童を監護、または養育しなくなったとき
2. 対象児童が児童福祉施設や心身障がい者援護施設に入所したとき
3. 対象児童が死亡したとき
4. 手当を受けている父母、または養育者が死亡したとき
5. 対象児童が、障がいを支給事由とする公的年金を受けることができるようになったとき

ひとり親家庭（母子・父子家庭）等医療費助成制度

ひとり親家庭の父または母とその子どもが、病院などの医療機関にて保険診療を受けたとき、その自己負担額の一部を助成しています。

《助成額》 医療機関で支払った自己負担額から、一部負担金を差し引いた額

一部負担額 ▶ 通院 診療報酬明細書1件当たり1,000円

調剤 診療報酬明細書1件当たり1,000円

* 所得制限額は児童扶養手当支給制限額と同額です。

* 毎年8月に資格申請が必要になります。申請については、福祉保健課子育て支援係へお問い合わせください。



芝山の小さな織姫と彗星
(7月7日 第2保育所七夕)